

委員会提出議案第1号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成24年3月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

議会運営委員長 横 山 元 栄

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後			改正前		
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。			(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務常任委員会	8人	議会、 <u>総務部</u> 、 <u>復興企画部</u> 、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び <u>固定資産評価審査委員会</u> の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務常任委員会	8人	議会、 <u>市長公室</u> 、 <u>総務企画部</u> 、会計課、選挙管理委員会、監査委員、 <u>固定資産評価審査委員会</u> 、 <u>総合病院及び小高病院</u> の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教福祉常任委員会	8人	市民生活部、健康福祉部、 <u>教育委員会</u> 、 <u>総合病院及び小高病院</u> の所管に属する事項	文教福祉常任委員会	8人	市民生活部、健康福祉部及び <u>教育委員会</u> の所管に属する事項
建設経済常任委員会	8人	経済部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項	建設経済常任委員会	8人	経済部、建設部、 <u>上下水道部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の南相馬市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査中又は調査中の事件は、それぞれ改正後の南相馬市議会委員会条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

委員会提出議案第2号

「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成24年3月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

文教福祉常任委員長 小 川 尚 一

「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書（案）

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、今年の10月から向こう3年間で2.5パーセントの公的年金の引き下げを行おうとしています。

「特例水準」は、2000年から2002年に行われた物価スライドについて、高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、消費者物価指数が低下しているにもかかわらず年金支給額をこれまで据え置いたものであり、多くの国民は適切な措置であったと支持してきました。

しかるに今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較してもますます厳しさを増しているにもかかわらず、特に我が福島県にあつては、平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故があり、避難や仮設住宅で生活している住民も数多くいる中、「特例水準解消、2.5パーセント削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも、納得できる施策であるとは是認することはできません。

よって、公的年金の「特例水準解消による2.5パーセントの削減」については行わないよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月22日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

委員会提出議案第3号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成24年3月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

建設経済常任委員長 小 林 正 幸

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政府、労働者、使用者（政労使）の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1千円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で658円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、働くもののセーフティーネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、あわせて、福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本南相馬市議会は、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項について強く要望する。

記

- (1) 福島県最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。
- (2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月22日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

福島労働局長 様